

訪問看護ステーションクラエ厚木 医療保険 訪問看護利用料金一覧表

令和7年4月1日

利用料の種類			利用料金		利用者負担額	
基本療養費	基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで	看護師等 理学療法士等	5,550円	健康保険法・ 国民健康法 後期高齢者 医療に基づき 所定の額(1～ 3割)を徴収さ せていただきま す	
		週4日目以降	看護師等	6,550円		
			理学療法士等	5,550円		
	基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者 (※18)	週3日目まで	同一日に2人	5,550円		
			同一日に3人以上	2,780円		
		週4日目以降	同一日に2人	6,550円		
			"	理学療法士等		5,550円
			同一日に3人以上	3,280円		
		"	理学療法士等	2,780円		
		基本療養費(Ⅲ)	外泊時/回	(※19)		8,500円
療養管理費	管理療養費2	毎月1回目		7,670円		
		2回目以降		2,500円		
加算	その他	難病等複数回訪問加算(※1)	イ) 1日2回の場合		各種医療費 公費負担の医 療証をお持ち の方は、基本 利用料が減額 または免除さ れます	
			(1)同一建物内1人	4,500円		
			(2)同一建物内2人	4,500円		
			(3)同一建物内3人以上	4,000円		
			ロ) 1日3回以上の場合			
			(1)同一建物内1人	8,000円		
			(2)同一建物内2人	8,000円		
			(3)同一建物内3人以上	7,200円		
		特別管理加算	(※2)	2,500円		
			(※3)	5,000円		
		緊急訪問看護加算(※4)	月14日目まで	2,650円		
			月15日目以降	2,000円		
		24時間対応体制加算		6,800円		
		乳幼児加算	(※5)	1,300円/日		
			厚生労働大臣が定める者	1,800円/日		
		在宅患者連携指導加算	(※6)	3,000円		
		在宅患者緊急時等カンファレンス加算(※7)	月2回	2,000円		
		訪問看護情報提供療養費1.2.3(※8)		1,500円		
		退院支援指導加算	(※9)	6,000円		
				8,400円		
		退院時共同指導加算(※1.2.3の方は2回まで算定できる)	(※10)	8,000円		
		特別管理指導加算	(※11)	2,000円		
		看護・介護職員連携強化加算	(※12)	2,500円		
		長時間訪問看護加算	(※13)	5,200円		
		複数名訪問看護加算	(※14)			
		イ：看護職員が他の看護師等と同時訪問	週1回 同一建物内1人、又は2人	4,500円		
			同3人以上	4,000円		
訪問看護ターミナルケア療養費1	(※15)	25,000円				
訪問看護ターミナルケア療養費2		10,000円				
夜間・早朝加算(6時～8時・18時～22時)	(※16)	2,100円				
深夜加算(22時～6時)	(※17)	4,200円				
訪問看護医療DX情報活用加算	(※20)	50円				
保険外の利用料	・ 営業日外の訪問		3,000円/30分毎			
	・ 保険外の訪問看護		3,000円/30分毎			
	早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)は25%増 深夜(午後10時～午前6時)は50%増 休日(午前6時～午後10時)は35%増 休日深夜(午後10時～午前6時)は60%増			3,750円/30分毎		
				4,500円/30分毎		
				4,050円/30分毎		
				4,800円/30分毎		
	・ 衛生材料(ガーゼなど)		自費			
	・ サービス実施記録の複写代(郵送代別)		1,800円			
・ 死後の処置	(営業時間内)	15,000円				
	(営業時間外、休業日の終日)	20,000円				
・ 外出の同行	2時間以内 (指定訪問看護利用者からの依頼)	20,000円				
	" 2時間以上	10,000円加算/時				
交通費	2km未満	ステーションからの片道直径	200円/回			
	2km以上		300円/回			

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき
所定の額(1～3割)を徴収させていただきます

各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額または免除されます